

患者様へご案内

【一般名処方管理加算】

当院では、後発医薬品のある医薬品について、一般名処方（お薬をメーカー・銘柄を指定せずに記載すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であったとしても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。先発医薬品を希望された場合、一部負担金が増える場合がありますので、詳細は薬局あるいは窓口にてご相談ください。

【電子的診療情報連携体制整備加算】

オンライン資格確認やマイナ保険証などを通じて、電子的に診療情報をやりとり・活用する体制が整っている医療機関を評価するための診療報酬上の加算です。

- ・オンライン請求を行っている
- ・オンライン資格確認を行う体制を有している
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有している
- ・診療報酬明細書の無料交付・院内掲示を行っている
- ・マイナンバー保険証使用率（30%以上）
- ・マイナンバーカードの利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っている
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載している

上記の体制により令和8年6月の診療報酬改定に伴い、「電子的診療情報連携体制整備加算3」を初診の算定時に月に1回限り4点、再診の算定時に月に1回限り2点を算定いたします。

電子カルテ情報、外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

【ベースアップ評価料】

当院では、外来・在宅ベースアップ評価料（1）を算定し、その一部を患者様に負担頂いております。日本全体で賃上げが進む中、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。初診の算定時23点、再診の算定時6点を算定いたします。

加算による収入は、対象職員（医師を除く当院に勤務する全職員）の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されます。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

ひなた女性クリニック